

令和7年3月3日

お客様各位

**「丸住製紙株式会社の民事再生手続開始申立に伴う
融資相談窓口」の設置について**

この度、丸住製紙株式会社が民事再生手続開始を申立てたことを受け、同社との取引関係にある下請企業や従業員の皆さまに対し、資金繰り等の各種相談をお受けするための「丸住製紙株式会社の民事再生手続開始申立に伴う相談窓口」を開設いたしましたのでお知らせいたします。

ご相談にあたっては、地域金融機関として真摯にご対応させていただきますのでお気軽にご相談下さい。

記

【相談窓口の概要】

1. 窓 口 名 称

「丸住製紙株式会社の民事再生手続開始申立に伴う相談窓口」

2. 設 置 期 間

本日より当面の間

3. 対 象 者

丸住製紙株式会社と取引関係にある下請企業および丸住製紙株式会社の従業員の皆さま

4. 相 談 内 容

資金繰り等のご相談

5. 相 談 窓 口

本店営業部 電話番号：58-1301 住所：四国中央市川之江町 1706 番地 1

上 分 支 店 電話番号：58-3040 住所：四国中央市上分町 699 番地の 5

三 島 支 店 電話番号：24-1300 住所：四国中央市中曾根町 370 番地 1

南 支 店 電話番号：58-1303 住所：四国中央市金生町下分 1089 番地 1

東 支 店 電話番号：58-1305 住所：四国中央市川之江町 2325 番地 6

西 支 店 電話番号：28-1300 住所：四国中央市中曾根町 2530 番地 1

6. 本件に関するお問い合わせ

業務推進部 電話番号：58-1300 住所：四国中央市金生町下分 1089 番地 1

中小企業のみなさまへ

かわしん中小企業緊急支援資金



- ・為替変動等による製造コストの上昇、人件費のアップ等による経費負担の増大
 - ・ライフスタイル変化等による市場縮小
- ※急激な経営環境の変化に迅速に対応します！
中小企業のみなさまのセーフティネットとしてご利用ください！！



以下のような事業資金に対応しております

取引先の業況不振により、直接・間接的に被害を受けた事業者の方

詳しくは当金庫本・支店窓口または、渉外係までお気軽にお尋ねください。

 いつも笑顔でおつきあい、あなたの街の信用金庫
川之江信用金庫
<http://www.kawanoeshinkin.co.jp>

詳しい商品内容は裏面をご覧ください。➡



商品内容

2025年3月3日現在

商品名

かわしん中小企業緊急支援資金

ご利用いただける方

- 次の要件をいずれも満たす事業者の方
 - ①取引先の業況不振により、直接・間接的に被害を受けた事業者
 - ②当金庫会員または会員資格を有する方
 - ③同一業歴2年以上の方
 - ④法人・・・2期連続して実質債務超過ではない方で、かつ2期連続して赤字でない方

お使用みち

- 設備資金または運転資金

ご融資限度額

- 2,000万円以内

(ただし、運転資金につきましては直近決算における平均月商の2ヵ月以内)

ご融資期間

- 5年以内

ご融資形式

- 証書貸付

ご融資利率

- 変動金利：長プラ+0.2%、随時見直し（地域活性化ローンサポートに準ずる）

ご返済方法

- 毎月元金均等分割返済

担保・保証人

- 法人・・・法人代表者（実質経営者含む）
- 個人・・・不要

※「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証

苦情処理・紛争解決措置

- 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部門（☎：0896-58-1300）（9時～17時）にお申し出ください。
- 紛争解決措置
愛媛弁護士会紛争解決センター（☎：089-941-6279）のほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることが可能です。詳しくは商品概要説明書をご覧ください。

その他

- お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- 当金庫の会員となれる方。
 - (1) 当金庫の地区内に住所または居所を有する方。
 - (2) 当金庫の地区内において勤労に従事する方。
 - (3) 当金庫の地区内において事業所を有する方。上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。

